

て、そしてこの団体の目標としている事業、活動をこのグループがやれば、それはやはり社会的な一つの客観的事実として団体行動だと見られる節は私はあると思いますよ。

ただ、何度か言いますが、この破防法ができた由来から考えてみて、これは基本的人権に関する問題でもありますから、これは法と証拠に基づいて厳格に慎重に検討する必要があります。ですから、例えば宗教法人法の解散命令が出て、そして解散をされた後の実態というものがやはり見きわめていかなくちゃならないと思いますけれども、そういうことで判断をさせていただきたいというふうに私は思います。

○東中委員 時間ですから、やむを得ません。

○越智委員長 次に、土肥隆一君。

○土肥委員 たった五分しかありませんから、簡潔にお答えいただきたいと思っています。

宗教法人法というのは、私たちが何か犯罪を追及したり、それに処罰を与えたり、あるいは犯人を捜し出したりするような法律じゃございませんで、要するに、宗教団体が本当の意味で公益性を発揮して社会で十分に役立つ、そういう仕事をしてくれ、そのためにはいろいろ問題があるでしょうから、ひとつ財産というところ、境内地ないしは境内建物に着目して、そこに法人格を与えて、保全なり運営なりを円滑にやってくださいという法律だと思ふんですが、まず、宗教法人法の本来の目的をお答えいただきたいと思ふます。

○小野(元)政府委員 宗教法人法の目的といたしますところは、宗教団体に法人格を与え、宗教法人が自由でかつ自主的な活動をするための物的基礎を確保するというところにございます。このため宗教法人法は、信教の自由と政教分離の原則を基本とし、宗教法人の責任を明確にするともに、その公共性に配慮を払っております。自由と自主性、責任と公共性、こういった二つの要請を骨子として全体系が組み立てられているというふうに考えております。

○土肥委員 大変結構です。

ですから、宗教法人法というのは、宗教団体が持っているその建物ないし境内地、敷地、その他宗教法人が持っている物に着目している。それで争いが起きたり、これはおれのものだ、あなたのものだというようなことをやめよう。それから、法人を持っていまないと登記は個人の登記になりますから、個人の登記では宗教団体としては困るじゃないか、代がかわっていけば返してくれとか何とか言われたら困るから、それでは法人をつくって財産を中心にして宗教法人格を与える、これは今小野さんが言った趣旨と全く同じだと思うのであります。それ以上のものに考えるから、この委員会も、何かオウムの犯人捜しとか、オウムをどうやってつぶすんだというふうな話にすりかわってくるんだらうというふうに思うのであります。

そこで、もう一度聞きます。なぜ宗教団体は宗教法人を望むんでしょうか、その理由をお答えください。

○小野(元)政府委員 法人格を取得いたしますと、法人の名前で財産等を取ることができ、まさに法人としての性格を持つというのの、一つあるうと思ふます。それからもう一点は、税制上の優遇措置等もございまして、恐らくそういったことを勘案して、宗教法人の法人格を得たいというふうな宗教団体の方がお考えになるのではないかとこのように思っております。

○土肥委員 ですから、これは物に着目しているというのを忘れちゃならない。第一条の目的をしっかりと読めば、これは物でトラブルが起きないようにというこの法律だということをまず申し上げておきたいと思ふます。

もう一問。どうもこの委員会では、宗教が怪しげだ、宗教総じて怪しい存在だということがおふんぶんとおつてくるわけですが、宗教法人の持つ公益性という点について御説明ください。公益性とは、公共性とは何なのか、その性格をお述べください。

○小野(元)政府委員 宗教法人は宗教活動を行うことを主たる目的とされるわけでございますが、宗教は、人心を安定させる、あるいは日本の精神文化を向上させる、そういったことに不可欠であるわけでございます。そして、神社とかあるいは寺院、教会等、我が国における宗教法人の存在は、国民一人一人の生活に深く定着し大きな役割を果たしていると思ふます。考えております。こういったことから、宗教法人の宗教活動には公益性があるというふうなところでございまして。

○土肥委員 今の抽象的な説明では、本当の意味で宗教法人全体のその公益性を述べていることにはならないんです。私に言わせれば、宗教法人というのには、要するに、日本の福祉が行き届かないところにボランティアだとか個人的な救済をやるし、医療活動が行き届かないところにもやるし、それから、アフリカや海外の日本のODAや何かが行き届かないところにも宗教団体がいろいろな援助をしている。つまり、世界的に宗教法人が公益性を発揮しているわけであって、そんな文章で並べて宗教法人の全体的な公益性というように言うことはならない。

そういう意味では、私は、国会議員の皆さんが宗教法人がしている公益性というものに着目して十分な理解を得ていただきたい、そうしないと宗教法人法の改正の問題は決着がつかないんじゃないかというふうな思っております。

○越智委員長 次に、石田勝之君。

○石田(勝)委員 石田勝之でございますが、質問させていただきます。質問させていただきます。

早速質問に入らせていただきますが、去る十一月の二日、宗教法人特別委員会理事会において要求された資料が出されたわけであります。この理事会で出された資料、これは宗教法人審議会の概要についての要旨ということであります。重要点が網羅されているものだろうと思ふますけれども、その重要点がこれらについては網羅されているのかどうか、まず最初にお尋ねしたいと思ふます。

○小野(元)政府委員 御指摘の資料は宗教法人審議会の審議の概要についてということで、今回の、四月二十五日に開催いたしました百二十七回の宗教法人審議会以来、九月二十九日の審議会に至るまでのそれぞれの審議会あるいは特別委員会における審議の概要について御提出した資料でございます。

○石田(勝)委員 いや、その法改正の審議の中で重要なポイントの部分というのはあるわけですね。そういうポイントの部分については網羅されているのかどうかというのを私は聞いています。

○小野(元)政府委員 宗教法人審議会制度改正について集中的に御議論をいただいたわけでございますけれども、それらの主眼点といえますか、これは時系列で並べてございまして、それぞれの審議会あるいは特別委員会の中で審議されましたことの主眼点については、この中に入っているというふうな考えております。

○石田(勝)委員 宗教法人審議会特別委員会において、第七十九条から八十一条までの反社会的な宗教法人に対する調査権の議論、これが第一回、これは六月二十日に行われておりますけれども、六月二十日から第四回の特別委員会でも、もっと詳しく言うところ、六月二十日、七月三日、七月二十四日、八月の二日、この四回にわたる特別委員会でも議論されたかどうか、お尋ねしたいと思ふます。

○小野(元)政府委員 この七十九条、八十、八十一条についての報告徴収・質問権のお話だと思いますが、これはそれぞれの特別委員会あるいは総会の議事の概要といえますか、主な議事についてこの中に入れてあるわけでございまして。御指摘の点について、個別の何月何日、何月何日というのは今すぐにごでございまして、これは難しいわけでございますが、この全体の流れを少し御報告させていただきますが、六月の二十日に第一回の特別委員会を設置したわけでござ

回答

令和4年7月11日

衆議院議員下村博文事務所

冠省 貴誌からの上記質問について、下記のとおり回答します。

記

文化庁に確認をしたところ、貴誌のご質問は全く事実と反することを確認しました。

文化庁によれば、「通常、名称変更については、書類が揃い、内容の確認が出来れば、事務的に承認を出す仕組みであり、大臣に伺いを立てることはしていない。今回の事例も最終決裁は、当時の文化部長であり、これは通常通りの手続きをしていた」とのことです。

余人をもって代えがたい元総理を失った事件報道において、万が一にも間違った報道によって新たな被害が拡大することがないように、事実と反する記事を掲載することがないように、慎重な取材をお願いします。

以上

今後の大規模な国際又は国内競技大会の円滑な開催に向けて

令和4年10月17日

スポーツ政策の推進に関する円卓会議了承

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の元理事が受託収賄容疑で、また、複数の企業関係者が贈賄容疑で逮捕・起訴されています。公正性が重視されるスポーツ界においてこのような事態が生じていることは大変遺憾であります。現在も東京地方検察庁による捜査は続いており、この中で事実関係が解明されていくものと考えていますが、仮に不正が行われていたとすれば、オリンピック・パラリンピック競技大会のみならず、スポーツの価値を大きく貶めるものであり、決して許されるものではありません。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、アスリートの真摯な姿勢、弛みない努力、大会開催に向けた職員やボランティアの献身的な活動等が世界の人々に感動を与えてくれた中で、今回のような事案が発生したことは、多くの方々に大きな失望感を与え、今やスポーツ界には厳しい視線が向けられていることを我々は自分事として捉え、危機感を持って重く受け止める必要があります。

一方で、これまでスポーツにおける大規模な国際又は国内競技大会については、多数の民間企業がその開催支援のみならず、アスリート強化支援等において大きな貢献を果たしてきています。今後も民間企業からの支援はスポーツの振興に不可欠であり、我々、スポーツ政策の推進に関する円卓会議（以下「本会議」という。）の構成員としては、こうした支援が継続されていくような環境づくりに努めることにも留意する必要があります。

このようなことを踏まえ、より多くの方々から御理解をいただけるよう、本会議では、去る9月8日に公益財団法人日本オリンピック委員会及び札幌市が、運営面の透明性、公正性を確保していくために検討を表明した、（１）組織委員会理事会の在り方、（２）利益相反取引の管理、及び（３）マーケティング事業の在り方、の少なくとも３つの事項を十分に踏まえ、各構成員が一致団結して、今後の大規模な国際又は国内競技大会の円滑な開催に資する取組をより一層進めていく必要があることをここに確認します。

※ スポーツ政策の推進に関する円卓会議は、スポーツ庁長官、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）会長、公益財団法人日本スポーツ協会（JSP0）会長、公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSPA）会長、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）理事長の５者によって、スポーツ政策をめぐる重要課題について、相互の緊密な連携の下、協議を行い、諸施策の円滑かつ効果的な実施を図るために設置される会議体です。

(NF)との連携強化にも努めた。パートナーミーティングでは、マーケティングパートナーに対して東京2020大会に関する情報を有効的に提供し、意見交換した。また、NF協議会では、オリンピック競技とパラリンピック競技合同での開催となったことから、それぞれのNFが一堂に会し、東京2020大会の開催準備に関する情報を共有し、意見交換する機会となり、東京2020大会のオリンピックとパラリンピックを一体のものとするという在り方を体現することができた。

ガバナンス

オリンピック・パラリンピックという国民的関心の大きな事業を担う組織委員会では、事業を公正かつ適正に進めていくことが求められることから、組織のガバナンスを高めることが非常に重要であった。

2015年7月に発表した東京2020エンブレム(旧エンブレム)の選定に関しては、国民から様々な批判を受け、組織運営を抜本的に見直すきっかけとなった。旧エンブレムは、製作者のデザインに類似する作品の存在が各方面から指摘されたことに加え、一部のデザイナーに公募前に参加を要請するなど、デザインの選定過程に不明瞭さや密室性があったことが問題視された。そのため、組織委員会では、当該エンブレムの選定を取り下げ、新たな東京2020エンブレムを改めて公募するとともに、民間有識者による調査チームの協力も得ながら、旧エンブレムの選定の考え方、選考過程、発表から取下げに至る経緯などを幅広く検証し、様々な反省点を浮かび上がらせた。同時に、得られた反省を教訓として生かし、その後の組織運営に取り入れていった。

組織委員会では、この問題を契機にガバナンスの重要性を再認識し、オープンで透明性の高い意思決定プロセスの確保や内部統制の強化など、その後の東京2020大会の準備における各フェーズでの体制の変化と組織の拡大を見据えた様々なガバナンス改革を進めた。

意思決定プロセスの明確化

旧エンブレムに係る上記の問題を受け、組織としての意思決定プロセスをより明確にするため、2015年11月に、事務総長や副事務総長、全局長から構成される「経営会議」を設置した。経営会議では、当法人の業務執行等に当たって勘案すべき事項を関係者の間で十分に理解し、及び共有するとともに、様々な関係者の専門的知見を踏まえた観点から重要事項の検討を行った。また、大会準備の進捗に応じ、副事務総長を増員し、担当分野の重点化を図るとともに、担当副事務総長の下に「組織・人事会議」や

「チケット関係局長会議」、「輸送関係局長会議」などの関係局長会議を設置することで、組織の垣根を越えた検討や相互牽制が働くように体制を再整備した。さらに、よりタイムリーかつ丁寧な議論ができるよう、理事会の開催回数を増やすとともに、理事会の資料や議事要旨を公表することで、意思決定プロセスの透明化を図った。

内部統制の仕組みの整備

東京2020大会の開催経費には、国や東京都から多額の公的な資金が投入されるため、東京2020大会の開催準備を進めるに当たっては、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、適切に取り組むことが求められた。そのため、組織委員会では、組織の発展段階に応じ、様々な内部統制の仕組みを整備した。

2014年5月には、組織委員会内の法的な支援体制を構築するため、法務課を設置した。また、同年7月には、当法人の制度、組織、業務活動等の有効性、効率性等を検証し、改善するために、監査課を設置し、内部監査の実施体制を整備した。

2016年1月には、法務課を法務部に拡充し、法的なサービスやコンサルティング機能を強化するとともに、監査課を監査室へと組織改編し、事務総長直轄組織にすることで、独立性及び透明性を高め、牽制機能の強化を図った。また、監査室や法務部を経営会議へ参加させることで、監査及び法務両面での牽制機能を強化した。

コンプライアンスの推進

組織委員会は、高い公益性を持つと同時に、役職員は、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす、いわゆる「みなし公務員」となるため(オリパラ特措法第28条)、法規等を遵守し、及び尊重し、社会的信頼を確保することは非常に重要であった。また、組織委員会の職員は、国や自治体、マーケティングパートナーを始めとする民間企業などの様々な派遣元で構成されることから、職場のルールの共通理解の下、規律正しい組織づくりを行うため、内部規程とそれを遵守するためのコンプライアンス体制の整備を推進した。

加えて、組織委員会では、組織全体のコンプライアンス向上を目的として、チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)を設置するとともに、コンプライアンス委員会を設置及び開催し、CCOを中心としてコンプライアンスに係る体制の構築及びその推進に関する事案を検討し、及び審議した。さらに、不正行為等の早期発見と是正を図るため、公益通報を受け付ける内部窓口及び外部窓口を設置した。

こうした取組に加え、職員が高い使命感を持ち、厳正

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ派遣された職員数一覧

出向先 部署名 省庁名	総務局	企画財務局	広報局	国際局	スポーツ局	大会運営局	警備局	テクノロジーサービス局	会場整備局	輸送局	大会準備運営局	大会準備運営第一局	大会準備運営第二局	聖火リレー室	大会計画部	国際渉外・スポーツ局	役員・特別職・役員室	施設設備調整局	マーケティング局	合計
警察庁							12													12
総務省								5				2	2	2						11
消防庁							2													2
出入国在留管理庁										2					2					4
公安調査庁	3																			3
外務省			1	27													1			29
財務省		12															1			13
文部科学省	1	5			1						1	1				1	2			12
スポーツ庁	1	5			4	1						1				1				13
厚生労働省						1														1
農林水産省						1														1
林野庁	1																			1
国土交通省										16			1					2		19
気象庁					4															4
海上保安庁							13													13
環境省	1											1								2
防衛省		1			1	2	3		1											8
合計	7	23	1	27	10	5	30	5	1	18	1	5	3	2	2	2	4	2	0	148